



平成26年5月23日

各 位

会社名 株式会社メディアフラッグ
代表者 代表取締役社長 福井 康夫
(コード番号: 6067 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 管理部 部長 中園 利宏
(TEL. 03-5464-8321)

株式会社シアーズの株式取得及び簡易株式交換による
完全子会社化に関する交換条件の変更に関するお知らせ

当社は平成26年5月23日付の取締役会において、平成26年5月8日付の「株式会社シアーズの株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」にて発表させていただきました。当社を株式交換完全親会社、株式会社シアーズ（本社：東京都港区 代表取締役社長：加藤健実 以下「シアーズ」という）を株式交換完全子会社とする株式譲渡（以下「本譲渡」という）及び株式交換（以下「本株式交換」という）について、当社及びシアーズにて協議を進めた結果、本譲渡及び本株式交換における株式交換比率を変更することを決定致しましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

なお、本株式交換は、シアーズにおける平成26年6月18日開催予定の臨時株主総会での本株式交換の承認を条件としております。また、当社は、会社法第796条第3項の規定により、株主総会の承認を得ることなく簡易株式交換として行う予定です。

記

1. 株式取得及び株式交換における条件変更の経緯

当社は、シアーズとの本譲渡及び本株式交換（以下「本件統合」という）について、平成26年5月8日開示させていただきました通り、各諸条件について合意し、本件統合に関する契約を締結致しました。

その後、本件統合における実務業務の具体的な協議を実施する中で、シアーズの平成26年6月期の業績状況についても精査を進めてまいりました。

当該精査の結果、当社が本件統合に関する契約の締結時までに認識していたシアーズの業績状況と実態との間に乖離があったため、本件統合に関する株式取得価額及び株式交換比率について、両社協議の上変更を行うことといたしました。

なお、本件統合の目的については、平成26年5月8日付に発表いたしました「株式会社シアーズの株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本譲渡及び本株式交換の方法

本件統合に関する株式取得価額及び株式交換比率の変更に伴い、当社は、シアーズの発行済株式137,240株のうち、61,600株を株式譲渡により取得し、残りの75,640株を株式交換により全て取得する予定であります。なお、本譲渡における株式取得資金につきましては、自己資金の充當を予定しております。

3. 株式譲渡及び株式交換の要旨

(1) 本譲渡及び本株式交換の日程

株式交換契約条件変更承認取締役会決議日（両社）	平成 26 年 5 月 23 日
株式譲渡契約条件変更承認取締役会決議日（両社）	平成 26 年 5 月 23 日
株式交換条件変更契約締結（両社）（注 1）	平成 26 年 5 月 23 日
株式譲渡条件変更契約締結（注 1）	平成 26 年 5 月 23 日
株式会社交換契約承認株主総会決議日（シアーズ）	平成 26 年 6 月 18 日（予定）
株式譲渡日	平成 26 年 6 月 27 日（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	平成 26 年 7 月 1 日（予定）

- (注) 1. 本譲渡及び本株式交換の条件変更による、契約の再締結のため、再度契約を締結いたします。
2. 本株式交換は、当社については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに行う予定です。
3. 今後、本株式交換手続を進める中で、本株式交換の実行に重大な支障となる自体が発生した場合等には、両者間で協議し合意の上、日程、手続き、又は条件等を変更する場合があります。

(2) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株資金の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (所有割合：0%)
(2) 取得株式数	61,600 株 (議決権の数：61,600 個) (取得価額：160 百万円)
(3) 異動後の所有株式数	61,600 株 (議決権の数：61,600 個) (所有割合：44.88%)

(3) 本件株式譲渡における取得価額の算定根拠

当社は上記の取得価額を決定するに当たり、第三者算定機関である朝日税理士法人に算定を依頼し、その算定結果を参考として両者間で協議した結果、上記の取得価額にて合意いたしました。

なお、本件統合に関する契約の締結時では、シアーズの一株当たりの株価について、朝日税理士法人によりディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」）で算定された結果を参考にしておりました。しかし、シアーズの平成 26 年 6 月期の業績見込みが契約締結時に当社が認識していたものとは乖離していたため、今回の変更の際には、契約締結前にシアーズが提示した利益計画に基づいて DCF 法により算出された株価は採用できないと判断し、朝日税理士法人によりシアーズの平成 25 年 12 月末時点の財務資料等に基づく修正純資産法で算定された結果を参考に、その後のシアーズの業績動向を勘案し両者間で当該価額を決定しております。

(4) 本株式交換に係る割当の内容

	株式会社メディアフラッグ (株式交換完全親会社)	株式会社シアーズ (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	4.47

- (注) 1. シアーズの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 4.47 株を割当て交付します。なお、当社は、平成 26 年 6 月 27 日付でシアーズ株式 61,600 株を取得する予定です。当該株式 61,600 株については、本株式交換による株式の割当は行いません。

2. 本株式交換により発行する当社の新株式数

普通株式：338,110株

(本株式交換にあたり、当社の自己株式の交付は行わない予定です。)

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。

4. 本株式交換に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるシアーズの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

4. 本株式交換に係る割当の内容の根拠等

(1) 本株式交換に係る割当の内容

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、第三者算定機関の意見を聴取せずに、市場価格を参考に算定いたしました。具体的には、当事者間での協議のうえ、株価変動の影響を勘案して平成26年4月30日を評価基準日とし、平成26年2月1日から評価基準日までの3ヶ月間の株価の終値の単純平均値を採用することにいたしました。

これに対して、シアーズの株式価値については、参考値として第三者算定機関である朝日税理士法人に算定を依頼いたしました。なお、本件統合に関する契約の締結時では、シアーズの一株当たりの株価について、朝日税理士法人によりディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」)で算定された結果を参考にしておりました。しかし、シアーズの平成26年6月期の業績見込みが契約締結時に当社が認識していたものとは乖離していたため、今回の変更に際しては、契約締結前にシアーズが提示した利益計画に基づいてDCF法により算出された株価は採用できないと判断し、朝日税理士法人によりシアーズの平成25年12月末時点の財務資料等に基づく修正純資産法で算定された結果を参考に、その後のシアーズの業績動向を勘案し両者間で当該価額を決定しております。

朝日税理士法人は、シアーズの株式価値の算定に際して、シアーズから提供を受けた資料及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、シアーズの資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。)について独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

(2) 算定機関との関係

算定機関である朝日税理士法人は、当社及びシアーズの関連当事者に該当いたしません。

5. 今後の見通し

本株式交換が当社の当期連結業績へ与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上